

熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金交付要綱

制定 令和 3年 3月10日

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響に対応し、本市における雇用の機会の創出を図るため、離職者等を雇用する事業主に対し熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するに当たり、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 離職者等 新型コロナウイルス感染症の影響を理由に、令和2年2月21日以降に次に掲げる理由により離職した者
 - ア 事業主に直接雇用されていた労働者であって、事業主の都合による解雇又は期間の定めのある雇用契約の中途解除若しくは雇止めによるもの
 - イ 企業の事業主又は当該事業主に直接雇用されていた労働者であって、当該企業の倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て等）に伴うもの
 - ウ 個人事業主又は法人の代表者若しくは役員であって、事業を廃業したもの
 - エ 採用内定の通知を受けた者であって、当該採用内定の通知をした者の都合により当該採用内定を取り消されたもの
 - オ その他市長が解雇等に該当すると認めるもの

(補助対象事業主)

第3条 奨励金の交付の対象となる補助対象事業主（以下「補助対象事業主」という。）は、市内に事業所を有する法人又は個人事業主であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業主であること。
- (2) 離職者等を次の各号のいずれかの労働者（以下「対象労働者」という。）として雇用する事業主であること。
 - ア 次に掲げる要件の全てを満たす正規雇用労働者等（以下「正規雇用労働者」という。）
 - (ア) 雇用期間の定めのない雇用契約を締結する労働者であること。
 - (イ) 1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であること。
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた労働者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）であること。
 - (エ) 雇用された日から3か月経過後においても市内に住所を有する者であること。
 - イ 次に掲げる要件の全てを満たす非正規雇用労働者等（以下「非正規雇用労働者」という。）
 - (ア) 雇用期間の定めが3か月以上の有期雇用契約を締結する労働者であること。
 - (イ) 1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であること。
 - (ウ) 雇用保険法第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた労働者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）であること。
 - (エ) 雇用された日から3か月経過後においても市内に住所を有する者であること。
- (3) この要綱の施行の日から令和3年11月30日までの間に対象労働者の雇用を開始した後、当該労働者を3か月以上継続して雇用し、交付申請日時点で現に雇用していること。
- (4) 対象労働者の勤務地が熊本市内であること。
- (5) 対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日までに支払っている事業主であること（時

間外手当、休日出勤手当など基本給のほか、手当等を含む。）。

(6) 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管していること。

(7) 次のアからセまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者

イ 熊本市に納付すべき税を滞納している者（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収が猶予及び分割納付の誓約が済んでいるものは除く。）

ウ 国、地方公共団体又はこれらが運営する法人である者

エ 熊本市暴力団排除条例（平成23年熊本市条例第94号）第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者に該当する者

オ 対象労働者が雇い入れ事業所の事業主又は取締役の三親等以内の親族（配偶者又は三親等以内の血族及び姻族）である者

カ 対象労働者を雇い入れた日前1年間に、対象労働者を雇用していた事業主と資本的、経済的等の関連性からみて密接な関係にある者

キ 令和2年2月21日以降に、事業主都合による解雇（勸奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下等の正当な理由による自己都合退職等を含む。）又は雇い止めをしている者

ク 令和2年2月21日以降に、事業主都合による内定取消しをしている者

ケ 対象労働者の新たな雇用を要件として、他の助成制度の適用を受けている者

コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）

サ 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

シ 本奨励金の申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令違反により送検処分を受けている者

ス 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする。）をした者

セ その他市長が不相当と認める者

（奨励金の額及び対象労働者の人数）

第4条 奨励金の額及びその交付を行うことができる対象労働者の人数は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする補助対象事業主は、対象労働者を3か月継続して雇用した日の属する月の翌月末日又は対象労働者を3か月継続して雇用した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金交付申請書（様式第1号）、対象労働者の雇用状況（様式第2号）及び誓約・同意書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならないものとする。

(1) 対象労働者ごとの雇用契約を証する書類

(2) 対象労働者ごとの第2条第2号に掲げる理由により離職したことが分かる書類の写し

(3) 対象労働者ごとの雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(4) 対象労働者ごとの出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類の写し

(5) 対象労働者ごとの雇用時点で市内に住所を有することの確認ができる書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、添付書類の一部を省略することができるものとする。

（交付の決定）

第6条 前条第1項の規定による奨励金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知し、奨励金の不交付の決定をし

たときは、熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による審査のために必要があると認められるときは、現地調査その他必要な調査、質問等を実施するものとする。

（奨励金の請求）

第7条 前条第1項の熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金交付決定通知書を受けた者は、熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 通帳の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、奨励金を交付するものとする。

（調査等の実施）

第8条 補助を受けた事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、申請者（不支給決定を受けた者を除く。）及び支給決定を受けた者はその調査等に応じなければならないものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 奨励金の交付の決定を受けた補助対象事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助対象事業主に係る交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

- 2 前項の規定による交付決定の取消しがあった場合において、補助対象事業主が既に奨励金の交付を受けているときは、直ちに、その返還を命ずるものとする。

（雑則）

第10条 奨励金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

- 2 熊本市補助金等交付規則第7条、第8条、第9条及び第10条の規定は、奨励金の交付について適用しない。
- 3 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

別表（第4条関係）

奨励金額		交付を行うことができる対象労働者の人数
対象労働者1人につき次の金額を交付する。		1事業者につき、正規雇用労働者及び非正規雇用労働者合わせて一の年度に10人までを限度とする。
正規雇用労働者	30万円	
非正規雇用労働者	15万円	
（雇入れ日から3か月経過時に正規雇用労働者に転換したときは、30万円とする。）		

様式第1号（第5条関係）（表）

熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金交付申請書

令和 年 月 日

熊本市長 大西 一史（宛）

〒

所在地
フリガナ
名 称
フリガナ
代 表 者

印

熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金の交付を受けたいので、熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

奨励金交付申請額	金 円											
対象労働者の人数	正規雇用労働者 (30万円/人)					人						
	非正規雇用労働者 (15万円/人)					人						
担当者氏名						電話番号						
メールアドレス												
業種（該当に○）	1. 農林漁業 2. 鉱業, 採掘業, 砂利採取業 3. 建設業 4. 製造業 5. 電気・ガス・熱供給・水道業 6. 情報通信業 7. 運輸業 8. 郵便業 9. 卸売業 10. 小売業 11. 金融・保険業 12. 不動産業 13. 物品賃貸業 14. 学術研究, 専門・技術サービス業 15. 宿泊業 16. 飲食サービス業 17. 生活関連サービス業, 娯楽業 18. 教育, 学習支援業 19. 医療, 福祉 20. 複合サービス事業 21. サービス業（他に分類されないもの）											
常用雇用労働者数	人											
雇用保険適用事業所番号					-						-	
No	区分	対象労働者名	雇 用 期 間				週所定労働時間	職 種				
1			令和 年 月 日	～	令和 年 月 日							
2			令和 年 月 日	～	令和 年 月 日							
3			令和 年 月 日	～	令和 年 月 日							
4			令和 年 月 日	～	令和 年 月 日							
5			令和 年 月 日	～	令和 年 月 日							
6			令和 年 月 日	～	令和 年 月 日							
7			令和 年 月 日	～	令和 年 月 日							
8			令和 年 月 日	～	令和 年 月 日							
9			令和 年 月 日	～	令和 年 月 日							
10			令和 年 月 日	～	令和 年 月 日							

様式第1号（第5条関係）（裏）

<添付書類>

- (1) 対象労働者ごとの雇用契約を証する書類
 - ・雇用契約書の写し ・雇用条件通知書の写し など
- (2) 熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金交付要綱第2条第2号に掲げる理由により離職したことが分かる書類の写し
 - ・離職票の写し ・雇用保険受給資格者証（第1面）の写し ・廃業届等の写し
 - ・内定取消通知の写し など
- (3) 対象労働者ごとの雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) 対象労働者ごとの出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類の写し
- (5) 対象労働者ごとの雇用時点で市内に住所を有することの確認ができる書類の写し
 - ・運転免許証（表・裏の両方）の写し ・住民票の写し（発行後3か月以内のもの） など
- (6) その他市長が必要と認める書類

（職種） 厚生労働省：職業分類表より

	大分類	中分類
1	管理的職業	法人等の役員や管理職員
2	専門的・技術的職業	開発技術者、製造技術者、建築・土木技術者等、情報処理・通信技術者、その他の技術者、医師・薬剤師等、保健師・助産師・看護師、医療技術者、その他の保健医療、社会福祉の専門的職業、美術家・デザイナー等
3	事務的職業	一般事務員、会計事務員、生産関連事務員、営業・販売関連事務員、外勤事務員、運輸・郵便事務
4	販売の職業	商品販売の職業、販売類似の職業、営業の職業
5	サービスの職業	家庭生活支援サービス、介護サービスの職業、保健医療サービス、生活衛生サービス、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業、居住施設・ビル等の管理、その他のサービス
6	保安の職業	警備員
7	農林漁業の職業	農業・林業・漁業従事者
8	生産工程の職業	生産設備、金属材料製造等、製品製造・加工処理、機械組立の職業、機械整備・修理の職業、製品検査の職業、生産関連・生産類似の職業
9	輸送・機械運転の職業	鉄道運転の職業、自動車運転の職業、船舶・航空機運転の職業、その他の輸送の職業、定置・建設機械運転
10	建設・採掘の職業	建設躯体工事の職業、建設の職業、電気工事の職業、土木の職業、採掘の職業
11	運搬・清掃・包装等の職業	運搬の職業、清掃の職業、包装の職業、その他の運搬等の職業

様式第2号（第5条関係）

対象労働者の雇用状況

氏名												
住所	〒											
生年月日				年			月			日		
就業先	所在地： 名称： 代表者：											
勤務先	所在地： 名称： 代表者：											
雇用保険被保険者番号					-							-
雇用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 （正規雇用労働者のときは、開始日のみ記載）											
1週間の所定労働時間	時間/週			雇 用 の 状 況				<input type="checkbox"/> 正規雇用労働者 <input type="checkbox"/> 非正規雇用労働者				
前職の離職理由について、以下の該当するいずれかひとつの項目にチェック☑すること												
<input type="checkbox"/>	事業主に直接雇用されていたが、事業主の都合により解雇され、又は期間の定めのある雇用契約が中途解除若しくは雇止めされた											
<input type="checkbox"/>	企業の事業主又は当該事業主に直接雇用されていたが、当該企業の倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て又は手形取引の停止等）した											
<input type="checkbox"/>	個人事業主又は法人の代表者若しくは役員だったが、事業を廃業した											
<input type="checkbox"/>	採用内定の通知を受けたが、当該採用内定を取り消された											
<input type="checkbox"/>	その他 ※具体的な理由を別紙の申立書に記載し、その状況を証する書類を添付すること											
選択項目										いずれかを選択		
1	離職等は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものである。										はい・いいえ	
2	現在の事業所で賃金の支払いを受けており、交付申請日時点で、現に雇用されている。										はい・いいえ	
3	事業主又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族及び姻族）ではない。										はい・いいえ	
4	雇用開始日時点で熊本市内に住所を有する市民である。										はい・いいえ	
以上の記載内容について確認し、内容に相違ございません。 また、記載内容について熊本市が調査することに同意します。												
令和 年 月 日 住 所 氏 名（署名）												
												印

事務局記入欄

受付番号：

様式第2号別紙（第5条関係）

令和 年 月 日

熊本市長 様

所在地
申請者 名称
代表者

印

申立書

以下の労働者について、対象労働者であることを下記のとおり申し立てます。

住所
労働者 氏 名

記

上記の記載内容について確認し、内容に相違ございません。
また、記載内容について熊本市が調査することに同意します。

令和 年 月 日

住所
氏 名（署名）

印

様式第3号（第5条関係）

令和 年 月 日

熊本市長 様

誓約・同意書

私は、熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金（以下「雇用奨励金」という。）の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約・同意いたします。

所在地
申請者 名 称
代表者

印

※誓約・同意事項を確認し、チェックボックスにチェック☑を入れてください。

誓約・同意事項	
宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者ではありません。	<input type="checkbox"/>
熊本市が熊本市市税（延滞金含む）滞納の有無を調査することを承諾します。	<input type="checkbox"/>
国、地方公共団体又はこれらが運営する法人ではありません。	<input type="checkbox"/>
熊本市暴力団排除条例（平成23年熊本市条例第94号）第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者には該当しません。	<input type="checkbox"/>
対象労働者が、雇い入れ事業所の事業主又は取締役の三親等以内の親族（配偶者又は三親等以内の血族及び姻族）ではありません。	<input type="checkbox"/>
対象労働者を雇い入れた日前1年間に、対象労働者を雇用していた事業主と資本的、経済的等の関連性からみて密接な関係にありません。	<input type="checkbox"/>
令和2年2月21日以降に、事業主都合による解雇（勧奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下等の正当な理由による自己都合退職等を含む。）又は雇い止めをしていません。	<input type="checkbox"/>
令和2年2月21日以降に、内定取消をしていません。	<input type="checkbox"/>
対象労働者の新たな雇用を要件として、他の助成制度の適用を受けていません。	<input type="checkbox"/>
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）ではありません。	<input type="checkbox"/>
営業に関して必要な許認可等を取得しています。	<input type="checkbox"/>
本奨励金の申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令違反により送検処分を受けていません。	<input type="checkbox"/>
国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給をしていません。	<input type="checkbox"/>
申請に関する被雇用者の個人情報の取得及び提出については、本人の同意を得ています。	<input type="checkbox"/>
熊本市が申請者の活動状況等に関する調査等を実施するときには、これに応じます。	<input type="checkbox"/>
熊本市が必要と認めるときは、熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱の運用基準第4条に基づき、熊本市が熊本県警察本部に照会することを承諾します。	<input type="checkbox"/>
申請書類に記載された内容に虚偽等が判明し、本要綱第11条第2項に規定する雇用奨励金の返還を命じられたときは、定められた期限内に雇用奨励金の返還に応じます。	<input type="checkbox"/>

経政発第 号
令和 年（ 年） 月 日

所在地
申請者 名称
代表者 様

熊本市長 大西 一史 印

熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金については、熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

1 奨励金額 金 円
内訳 正規雇用労働者 名 円
非正規雇用労働者 名 円

2 奨励金は、請求により交付する。

3 不正行為がなされたときその他市長が不相当と認めたときは、奨励金の交付を取り消し、又は既に交付されたものについて返還を命ずることがある。

4 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。

5 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第5号（第6条関係）

経政発第 号
令和 年（ 年） 月 日

所在地
申請者 名称
代表者 様

熊本市長 大西 一史 印

熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金については、熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金交付要綱第6条の規定により下記のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

1 不交付の理由

様式第6号（第7条関係）

熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金請求書

令和 年 月 日

熊本市長 大西 一史（宛）

所在地
申請者 名 称
代 表 者 印

令和 年 月 日付け経政発第 号にて交付決定のあった熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金について、熊本市新型コロナウイルス感染症関連失業者緊急雇用奨励金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて次のとおり請求します。

金 額	¥	円
-----	---	---

振 込 先

口座振込依頼	銀行名	
	支店名	
	種別 (いずれかに○)	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※申請者が口座名義人となっているものに限りません。

※通帳の写しを添付してください。